

## 農畜産物の生産から加工・販売までの活動に補助

市は、市内の農業者を支援する「6次産業化※等推進事業補助金」の募集を開始しました。市内で生産された農畜産物から新たな加工品を開発し、その加工から販売までを行う取り組みなどに対して補助するものです。農業者だけで行う事業や、農業者と商工業者が連携して行う事業が対象です。これまで、加工施設を整備し、果物や野菜、乳の加工品の開発が行われています。昨年度も、ウズラの卵を使ったプリンや、トマトを使ったジャムなどの新商品が数多く誕生しました。

問い合わせは、農林課（☎ 321-1317）へ。

### 対象となる取り組み

●市内で生産される農畜産物を活用して新しい加工品を開発し、原材料となる農畜産物の生産から加工・販売までを行う取り組み ●市内で生産される農畜産物のブランド化を確立するための取り組み

※農業や水産業などの第1次産業が、加工（第2次産業）や販売（第3次産業）まで手がけること

### 新たな取り組みを頑張る農業者を応援します

#### 対象となる人

●市内に住民登録があり、市内で農業を営む個人 ●市内に所在を置く農業法人 ●構成員の過半数が市内に住民登録がある農業者で構成される団体

#### 補助金額

●ハード事業＝補助対象となる経費の5分の4以内（上限1,000万円） ●ソフト事業＝定額（上限200万円）

#### 申請は4月30日まで。事前の相談が必要

申請期間は4月30日（休）までです。事業内容や計画の分かる資料を用意して、事前に農林課へ相談してください。



ホームページ制作費用も対象

## 伝統芸能の備品購入・修繕や活動に補助

市は、伝統芸能に使う用具などの修繕や購入の費用、市外での活動に必要な経費の一部を助成します。地域の伝統文化や祭りを後世に伝え、発展させていくために活用してください。

いずれも、対象は伝統芸能活動を行っている町内会や地域住民で組織する団体です。企業や学校の団体、サークル活動のグループは対象になりません。

申請に必要な書類など詳しくは、文化課（☎ 321-1203）へ問い合わせてください。市ホームページでも確認できます。



つながれた伝統を未来へ

### 伝統芸能の備品購入や修繕の助成

●対象＝山車やみこし、獅子頭、太鼓、笛など古くから地域に根差した伝統芸能の備品や山車蔵などで、来年3月末までに修繕か購入、建築が見込まれるもの ●補助金額＝対象経費の3分の2以

### 伝統文化を後世に残すために

下（上限100万円。他の補助金などを併せて受ける場合は、その補助金などの額を除いた金額を対象経費とします） ●申し込み＝5月8日（金）までに、市役所7階文化課か各支所地域振興課にある申請書に記入し、必要書類を添えて同課へ

#### 伝統芸能の市外での活動を助成

助成の対象となる費用は、市内に在住で、衣装などを身に着けて直接活動する人の旅費と宿泊費です。ガソリン代や用具だけの運搬にかかる費用は対象にはなりません。

申請する場合は、活動を実施する前に文化課に相談してください。謝礼や報酬を受けていたり、他の補助制度を利用していたりする活動は対象外です。申請が予算額に達した場合は、受け付けできないことがあります。

●対象＝次の①～③の全てに当てはまる活動①市外で行われる伝統芸能②本市の文化や歴史などを全国に発信することができると思われる③来年3月末までに活動が完了する ●補助金額＝対象経費の2分の1以内（上限20万円）



## よくある犯行の手口

### 親族を名乗る

「携帯電話の番号が変わった」と子や孫を装って電話。後日「会社のお金を使い込んでしまったので助けてほしい」と金銭を要求する

### 市役所の職員を名乗る

「医療費や保険料などの還付金がある」と持ちかけ、ATMの操作を誘導して、犯人の口座に送金させる

### デパートや家電量販店を名乗る

「クレジットカードが使われている」と連絡後、金融機関の職員を名乗る人物が暗証番号を聞き出し、自宅を訪れキャッシュカードを持ち去る

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が全国的に多発しています。本市も例外ではありません。被害者の多くは65歳以上で、その手口は年々複雑化しています。  
**詐欺の被害に遭わないために**  
留守番電話機能や電話番号表示機能などを使って、不審な電話には極力出ないでください。通話内容を自動で録音

する機能などを備えた特殊詐欺対策電話装置の使用も、詐欺被害の防止に効果的です。もし通話してしまった場合に、お金やカードの話がされるなど、少しでも「おかしいな」と感じたら、電話を切ってください。その後は1人で抱え込まず不審な電話があったことについて、周囲の人や消費生活センター、警察に相談してください。

### ■ 問い合わせ先

消費生活センター ☎ 327-5155  
(午前9時～午後4時30分)

その電話、大丈夫ですか  
**特殊詐欺に注意してください**

### 詐欺電話の撃退に効果的です

## 通話の自動録音機などの購入に補助

### ■ 問い合わせ先 防犯・青少年課 ☎ 321-1297

市は、高齢者の詐欺被害を未然に防ぐため、録音機能などの付いた電話機や機器の購入費用を補助します。補助金額は、かかった費用の2分の1で、最大5,000円です。設置や付属品の購入などにかかった費用は対象になりません。

#### 対象となる人

次の全てに当てはまる人です。  
●本市に住民登録があり、その住所地に居住している ●昭和26年4月1日以前に生まれた ●市税の滞納がない

#### 対象となる機器

新品で、次の全てに当てはまる物です。  
●「通話が録音されます」などの警告メッセージが流れる ●通話内容が自動で録音される ●4月1日～来年3月31日に購入した ●自宅に設置した

#### 申請方法

市役所16階防犯・青少年課か各支所地域振興課に



特殊詐欺対策電話装置。電話がかかってくると「この電話は犯罪被害防止のため、会話内容が自動的に録音されます」などとメッセージが流れ、相手との通話の内容が録音される

ある申請書に記入し、必要な物を持って同課へ。申請書は、市ホームページからダウンロードもできます。予算額に達した場合は、申請の受け付けを終了します。

#### 必要な物

●領収書 ●カタログや取扱説明書など、購入した機器の機能が確認できる物 ●申請者の口座の分かる通帳のコピー ●印鑑（朱肉を使う物） ●本人確認のできる物 ●代理人が申請する場合は委任状